



第1号

発行人 千葉正士
 編集人 濱野吉生

日本スポーツ法学会事務局

〒三五九 埼玉県所沢市三ヶ島二一五七九一―一五

早稲田大学人間科学部濱野研究室内

(電話) ○四二九(四九) 八一一一内三七二三(研究室)

○四二九(四九) 八一一一内三四二九(学科室)

(FAX) ○四二九(四八) 四三二四

△云々長挨拶

千葉正士

会報は、非公式の第0号が既に発行されていますが、公式には本号が第一号です。会報をどういう内容のものにするか、理事会の議論ではいろいろの意見も出されましたが、会員の活動の仕方が軌道に乗りその具体的な意見が集約されるにつれて順次充実をはかるということにし、最初は必要最小限のものにしました。したがって、会員のみなさんは、会報をこれからどう充実させてゆくかを頭において愛読していただきたいと思います。

およそ学会の存在意義は、個々の会員が、会員であることに

よって、一方では自己自身の研究のため必要・有用だが未知であった情報を研究仲間から吸収し、他方では自己の獲得した情報を仲間提供しひいて情報源全体の拡大をはかることにあると、私は信じています。その手段が、代表的には総会と年報ですが、これを準備するものとして補助的だが決定的な役割を担うのが、会報です。

本学会は当初約六〇名の会員で発足しました。この数が次第に飛躍的に増加する見込みがあるからこそ組織に至りましたが、それを実現するには、会員が相互にインプットとアウトプットを活発に交換して、会員である

ことがいかに有利か必要かを実証することが不可欠です。その直接の手段であるこの会報を十分に利用するとともに、その利便度がさらに高まるよう内容を充実発展させることにご協力くださることを願ってやみません。

日本スポーツ法学会 学△云々の取立を 決定

さる一九九二年二月一九日

(土)、日本スポーツ法学会設立記念研究会ならびに設立総会が、東海大学校友会館(霞が関)で開催された。一〇〇名余の研究者等がシンポジウムに参加し、関心の高さを窺わせた。

まず研究会を簡単に紹介しておく。西村宏一教授(東海大)の開会挨拶を皮切りに、千葉正士教授(東海大)が基調講演1「スポーツ法学の現状と課題」と題して、法学方法論の観点から研究課題を概観しつつ現代法学の転換の契機となるスポーツ法学の意義を強調し、続く伊藤堯教授(東京女子体育大)は、基調講演2「提唱スポーツ基本法」のなかで、戦後の若干のスポーツ振興法を批判的に分析するとともに憲法上の権利としてのスポーツ権を基礎においた基本法の制定の必要性を説いた。その後、「スポーツ法学の諸問題」をテーマにしてシンポジウ

ムがもたれ、さまざまの専門領域から、各々次のような提言が行われた。

湯浅道男教授(愛知学院大)

は、「スポーツ事故と法的責任」で責任論における過失認定の可視化のために不法行為法的構成ではなく契約責任的構成を説き、

池井優教授(慶大)は、「プロスポーツと法」でプロ野球を素材にしつつ選手の権利制限や調整の課題を概観した。浦川道太郎教授(早大)は、「スポーツと民法」で社会的条件整備の担

い手としてのスポーツ民法学の構想を概観し、守能信次教授(中京大)は、「スポーツルールと法」で競技ルールの構造の特徴を「おもしろさ」を保障する規範として司法的規範との対比考察を行った。松元忠士教授(奈良教育大)は、「スポーツ権」において、人権としてとりわけ社会権として確立するためにスポーツの公共性についての論議の必要性を説き、森川貞夫教授(日体大)も「スポーツ法学への期待」のなかで、「権

利としてのスポーツ」の擁護・獲得のために制度的、立法的改革の必要性を強調した。討論に続く閉会の挨拶で、永井憲一教授(法政大)は、スポーツが娯楽とされた時代から健康と生活の一部、すなわち権利として考えさせられる時代になったと

つつも、権利保障の条件整備を要求しうる基盤がないことを指摘した。そして現代スポーツが余暇権や環境権にも関わることから、法学が取り組む課題は大きいと、スポーツ法学会設立の意義をあらためて確認した。

(講演・報告内容の詳細については法律時報四月号に掲載予定)

シンポに続く日本スポーツ法学会(Japan Sports Law Association)の設立総会では、千葉

正士会長、伊藤薨副会長以下一三名の理事、池井優・小笠原正(東亜大)監事、そして濱野吉生(早大)事務局長、事務局早稲田大学といった体制が承認され、その活動の基礎をつくった。また、九三年一月一八日早大での第一回大会(テーマ

「スポーツにおける当事者関係の特質」、研究グループの創設、会報発行などの事業計画が発表された。

当日の研究企画ならびにシンポの準備は、スポーツ法学を包括的に展開させるための全国学会を組織する準備機関として九一年に結成された「スポーツ法学コミッション(CSL)」(代表:千葉正士)が担った

(CSLについては法律時報六四巻三号、「学界NEWS」参照)。コミッションが全国学会の設立への歩を早めたのは、スポーツ法

に関わる理論的、社会的問題群

の解明の現代的要請をふまえ、包括的スポーツ法学の確立の緊要さを十分に認識したからに他ならない。

いまやスポーツは、健康、文化、教育など広く国民生活の中に浸透し、人間らしく生きることに欠かせない内容をもつものとの認識が高まっている。かつて、スポーツ産業は巨大な産業に発展している。こうしたスポーツの国民化、職業化、

商業化にともない、法的に検討すべき問題は、想像以上に顕在化し頻発しているといっている。さらに、それら生じつつある課題は、特定のスポーツルールや指導における信頼関係・人的関係などスポーツ固有の要素もあって、これまでの法学における市民法原理だけでは捉えきれない理論問題を内包している。それだけに、法学の新たな展開が必要とされていることになる。

こうした課題への挑戦の決意は、「スポーツ関係諸科学と法学の協力により、現代の要請に応えるスポーツ法学の確立を願い、ここに日本スポーツ法学会を設立する」との趣意書の言葉に込められているといっている。

二一世紀を前に、新しい権利の成立や現代法の変化の中でその動向を正確に理解し法学を再構築する必要に迫られている。

スポーツ法学は、そのなかにおいて近代法のパラダイムの転換を顕著に示しかつ促進する新たな法学といえよう。

(佐々木光明記)

部△云発口足のお告知

りせ

さる一月三〇日に法政大学で開かれた理事会において、学会内に三部会を設置することが決定されました。以下は、それぞれの座長による研究対象の紹介です。部会の開催日時・場所等につきましては、おって連絡いたします。多数の会員の参加を期待しております。

固有法部会(座長 森川貞夫)

内外のスポーツ固有法、当事者関係の特質、スポーツ団体規制問題などを主として取り扱う部会です。座長も具体的なことはまだまったくわかっておりません。それでとりあえず『日本スポーツ法学会会報』0号掲載の「提唱・スポーツ法学」(千葉正士)を参考にしながら、少しずつみなさんと一緒に勉強していきたいと思っています。

したがって、さしあたりはどなたかに提案者となってもらって、この部会の守備範囲といえますか、検討をくわえていくべき領域とその範囲について、ま

たその中でどのような問題あるいは研究課題があるのかなどからスタートしていこうと考えておりますが、いかがでしょうか。

すでに先行研究としてもっと先に進められそうなものがあれば是非ご紹介いただきたいと思います。要領を得ない紹介で誠に申し訳ありませんが、先に断り申し上げたように座長がもっともわかっていないものから、「世話役」に徹しようと思っております。会員のみなさんからの積極的な提案とご指導をよろしく願います。

事故問題部会(座長 菅原哲朗)

一、活動方針(案)
事故という、狭く「スポーツ活動中のケガ及び補償問題」と連想されますが、当部会ではスタンスをもっと広く「スポーツに関連するトラブル全般」ととらえます。

最近、マスメディアがとりあげているトピックな話題として、例えば、ゴルフリゾート会員権をめぐるトラブル、プロ野球の年俵交渉時における代理人問題

は、プロ・アマチュアを問わず、スポーツの世界に生起する様々な分野を対象に各部会員が関心をもち、討議のテーマにする予定です。

もちろん、学会ですから研究活動とその発表が中心となりませんが、静的な判例、学説の研究よりも、もっと動的な生の事実をとり上げ、調査・講演・提言等をもこなす、オープンな活動に力点をおきたいと考えています。

将来的には、スポーツドクターなど専門家との連携もはかりつつ、競技団体・官公庁からの委託研究もこなす実務的な活動を目指しましょう。

(研究テーマ)

- ① スポーツ事故と法的責任(スポーツに内在する危険の研究)
- ② 青少年スポーツの特性と事故防止策(学校体育における訓練と事故)
- ③ スポーツ器具・施設の安全と製造物責任
- ④ プロスポーツ契約・ドラフト

移籍をめぐるトラブル

⑤ アマチュアスポーツ大会の出場資格と懲罰(出場停止)

⑥ ドーピングとその事故

以上、思いつくまま記載してみました。多くの部会員からの提案を希望いたします。

実定法部会(座長 小笠原正)

一、実定法部会設置の趣旨

「スポーツに特有な法」としてのスポーツ法は、既にその法理論を体系化した「特殊法」として確立しているとは言えないまでも、その方向性を持った

「特殊法」の性質を持つものと解することができる。しかもスポーツを取り巻く法的問題を内包した社会状況は、行政法・民法・刑法・税法・労働法・社会保険法・国際法等の伝統的個別法理論だけでは解決し得ない。歴史的にみても、スポーツにたいする近代市民法レベルの、政府の介入・干渉を許さぬ古典的法理念(スポーツ固有の文化的性格)から、それを修正ないし補完し、「スポーツへの自由」「スポーツへの権利」を積極的

に保障(国民のスポーツ権)する、法理論の構築が必要とされているのである。すなわち「スポーツ法(理)の体系化」「あるべき法の研究」の要請である。

二、当面の研究項目

以上のような趣旨から、当部会としては「スポーツ実定法」(スポーツ国家法)をその研究課題とするわけですが、当然「固有法部会」「事故問題部会」に於ける研究項目と関連を持つものである。そこで当面の研究項目を上げると次のような項目が考えられる。

- ① スポーツ法学の基礎理論(理念・目的・対象・方法等)
 - ② スポーツ法の権利論(スポーツ権の法的性格―憲法解釈、権利保障、条件整備、隣接権等)
 - ③ スポーツ法と教育(法)(学校教育・社会教育・生涯学習)
 - ④ スポーツ行政・政策・立法
 - ⑤ 国際スポーツ法学(スポーツ国際法、比較スポーツ法)
- 三、部会運営の方法
上記研究項目はあくまでも参

考とするものであり、参加者の専門分野から関心有るものを協議して決めて行きたい。その他部会運営は全て協議の上進める。

第一回回理理事事△云議

申事丑女録

九三年一月三〇日 法政大学
出席者 千葉会長、伊藤副会長、井上菅原、永井・濱野・森川理事、小笠原監事、鈴木・中村事務局員
冒頭に現時点での会員数が六二名であることが報告され、議事に入った。

まず「部会のテーマと責任者に関する件」が討議され、部会紹介記事にあるように、固有法・事故問題・実定法の三部会を設けることとし、それぞれの座長を森川・菅原・小笠原の各会員が、幹事を佐藤・佐々木・斎藤の各事務局員が担当することを決定した。

次に「会報委員会設置の件」では、とくに委員会を設けることとはせず、濱野・森川両会員が担当し、事務局内で会報発行事

務を処理していくことになった。なお、二号は大会の紹介を主要内容とし、六月中に発行することとした。

続いて「予算の執行状況に関する件」では、スポーツ法学コミッションからの繰越金額と学会入会者数が予測を上回ったことから、運用には余裕があるが、研究会・設立総会時に支出した会報0号の印刷代・コピー代・理事会室料等、計七万七千円余をどのように扱うかが討議され、これについては新たに学会設立費を設け、そこから支出することになった。

さらに「その他」では、年報委員会を設置することと、委員長に諏訪会員が、委員に伊藤・奥島・永井・濱野・森川の各会員が当たることを決め、次回理事会を四月三日(土)午後二時より法政大学で開くことを決定して閉会した。

スポーツ法学子コ
ミッ シ ョ ン △ 云

計報出

学会設立に伴って解散した、スポーツ法学コミッションの会計を報告いたします。

収入の部 八二、〇〇〇円

会費 (一、〇〇〇円×四一名) 一四四円

利子 計八二、一四四円

支出の部 一、九八〇円

送金手数料 一、九八〇円

(六〇円×三三名) 二二〇円

口座脱退手数料 一〇、六三五円

切手 二、一六一円

封筒 二、八六〇円

ゴム印 九、九九〇円

事務局謝金 計二七、六二六円

差引残金 五四、三〇八円

(学会への繰越金)

姪佳木依俊記

会報第一号をお届けいたします。会報についてのご意見、ご希望を事務局までお寄せください。